

# 北海道の森林経営管理制度への対応の考え方

## 市町村による意向調査

森林経営管理制度に基づく**市町村の意向調査**は、従来の森林組合の職員（森林施業プランナー）による所有者への森林経営計画への編入や施業集約化への働きかけに市町村が介在することで、その取組を一層強化するものと捉え、**平成31年4月以降、全道の各市町村において実施**する。

⇒ 森林環境譲与税の使途対象

## 既存の森林経営計画との連携

- 本道は、他県とは異なり、森林経営計画の認定率は7割を超えており、森林組合や森林施業プランナーによる森林経営の受委託、集約化施業への働きかけが相当程度機能し、多くの民有林において、既に林班及び近隣の複数の林班の2分の1以上など面的まとまりある森林で森林経営計画が作成されている。
- 法律に基づく市町村による意向調査などにより、所有者から経営管理を委ねる同意が得られた森林等については、近隣の森林において、**既に森林経営計画を作成している主体（森林組合等）に経営管理を委ね、計画の変更（対象森林の追加）**で対応することを基本とする。
- このような場合には、市町村は、法律に基づき、森林所有者との間で経営管理権集積計画を、林業経営者との間で経営管理実施権配分計画を作成する代わりに、従来どおり、**森林経営計画作成主体が所有者との間で森林経営の委託契約を締結**することとする。
- この上で、所有者が不明の森林や共有者が不確知の共有林が森林経営計画の推進の障害となっている場合には、法律に基づく市町村による経営管理権の取得する制度を活用する。

## 【意向調査書式のイメージ 1】

- 意向調査は、所有森林の経営方針などを伺う調査であり、事前に制度の概要などについて所有者の方に理解いただくことが重要。このため、集落座談会を開催したり、訪問調査の実施、市町村の広報などを活用した周知、森林組合が実施している会合の場の活用など、工夫が必要。
- また、所有山林の現在の状況などが把握できれば、その情報を届けることも所有者からの回答を得る上では効果的。
- 意向調査は、毎年計画的に実施することが望ましい。また、回答期間を1ヶ月程度設けること。

※別記様式第2号を改変(道内において調査を行う場合の例示)

### 所有山林に関する意向調査

こちらは〇〇市役所△△課です。

〇〇市では、現在、市内の山林を適切に管理していくため、平成31 年4月に施行された「森林経営管理法」に基づいて、市内に山林を有する森林所有者の皆様の今後の所有山林の経営や管理の意向などを伺いし、これを踏まえて、市による経営管理権の設定などについて検討していくこととしています。

今回、□□地区の森林所有者の皆さんを対象に、意向調査を実施することといたしました。

御手数ですが、この用紙に必要事項を記入して頂き、〇月〇日までに同封した返信用封筒で返送して頂きますようよろしくお願いします。

今後、森林経営管理法の内容や、所有されている森林の状況などについて説明会の開催も予定しており、連絡先の確認のため、下記の住所・氏名のご確認及び連絡先のご記入をお願いします。

住所	
氏名	
連絡先（電話番号）	

それでは、所有山林について伺います。

◎ あなたの所有する山林のうち今回意向等を伺わせて頂く山林（以下「対象山林」とします。）

所在・地番	地目	面積

## 【意向調査書式のイメージ2】

問1 今回のアンケートは、×××(例えば「31年4月の林地台帳」)の情報をもとに送付していますが、対象山林についてあてはまる番号に○をつけてお答え下さい。

- ① 上記の山林は自分の所有で間違いない。(問2へ)
- ② 上記の山林は自分の所有ではない。(問1-2へ)
- ③ 上記の山林を自分が所有していることをしらなかった。(問2へ)
- ④ 上記の山林が自分の所有かどうかわからない。

問1-2 もし、森林所有者がおわかりでしたらお知らせ下さい。

氏名: \_\_\_\_\_

連絡先: \_\_\_\_\_

(問1で①又は③とお答えになった方)

問2 現在の対象山林の管理や手入れの状況について

対象山林について、現在どのように管理(見回り)や整備(間伐などの施業)をされていますか？

- ① 日常的な管理(見回り)や整備を自分で行っている。
- ② 日常的な管理(見回り)は自分で行っているが、整備(間伐などの施業)はほかの人(あるいは団体)に委託している。
- ③ 日常的な管理(見回り)も整備(間伐などの施業)もほかの人(あるいは団体)に委託している。
- ④ 日常的とはいえないが、3年以内に管理(見回り)や整備(間伐などの施業)を自分もしくはほかの人(あるいは団体)が行った。
- ⑤ 特に管理も整備もしていない。
- ⑥ その他 ( )

問3 対象山林について、過去10年以内に間伐などの整備をされましたか？わかる範囲でお答え下さい

- ① 整備をした (内容(わかる範囲で): (例:△年△月に間伐))
- ② 整備をしていない
- ③ わからない
- ④ その他 ( )

## 【意向調査書式のイメージ3】

問4に進む前にお読み下さい。

◎ 平成1年4月に施行された「森林經營管理法」では、森林所有者の方々が自ら管理することが難しい山林について、森林所有者の方と市が相談して今後の山林管理の方針を定めた上で、森林所有者の方が市に經營や管理を委託できる（「經營管理権」を設定する）法律です。（山林の所有権は引き続き森林所有者の方が持ります。）

經營管理権が設定された山林について、市は、自ら管理するか、林業を行う事業体などに經營や管理を再委託する（「經營管理実施権」を設定する）ことになります。

対象山林を市や林業を行う事業体が經營や管理を実施した結果、利益が発生する場合には、あらかじめ定められたルールにのっとり、利益の一部が森林所有者の方に支払われます。（利益がない場合は支払われません。）

### ○經營管理(実施)権を設定した場合のデメリットも合わせて説明

ただし、經營管理実施権を設定した山林や、市町村が費用を負担して事業を行った山林については、森林所有者が自由に立木を伐採して収入を得ることが出来なくなる場合があります。（山林の所有権を移転した場合にも、新たな森林所有者がこの制限を受けることとなります。）

この制度の利用を御検討する方は、次の問4で④を選択してください。

### ○市町村經營管理事業を実施した山林については、市町村の考へで、こういった説明が可能です。

◎ 対象山林の近隣では、〇〇〇〇が森林經營計画を作成して計画的に森林づくりを進めています。

この〇〇〇〇に森林の經營や管理を委託することができます。この場合は、森林所有者と委託先との協議で森林を伐採することが出来ます。

この委託を御検討する方は、次の問4で⑤を選択してください。

### ○市町村における森林經營計画の作成状況を説明し、この計画に参加する選択肢を所有者に提示

## 【意向調査書式のイメージ4】

問4 対象山林の今後の経営や管理についてどのようにお考えですか。

- ① 自分で経営や管理をしていきたい。(今後の施業予定: )
- ② 自分で委託先を探し、経営や管理を委託したい。(想定している委託先: )
- ③ 既に他者に委託しており、引き続き継続して委託したい。(今後の委託予定: )
- ④ 市に経営や管理を委ねることについて検討してみたい。
- ⑤ 近隣において森林経営計画を作成する者に山林の経営や管理を委ねることについて検討してみたい。
- ⑥ その他 ( )

※ 本調査はあくまで森林所有者の皆様に対象山林に関する経営や管理の意向をお伺いするものであり、この調査において市に経営や管理を委ねることを希望されることをもって、市が経営や管理の委託を受けることを約束するものではありません。

なお、市では、周辺の山林の所有者にも意向調査をしており、対象森林の周辺と合わせて山林の経営や管理がまとまる場合に、市が経営や管理の委託を受けることを予定しております。

調査は以上です。御協力ありがとうございました。

○森林所有者が安易に経営管理を市町村に委託できるものとの誤解を与えないよう、経営管理権を設定する場合について、市町村の考え方で、こういった説明が可能です。